

公立大学法人名古屋市立大学第四期中期目標の変更について

1 変更の趣旨

令和7年4月にデータサイエンス研究科の設置、医学部等における学科再編及び総合リハビリテーションセンター附属病院の大学病院化が予定されていることから、所要の変更を行う必要がある。

2 変更時期

令和7年4月

3 中期目標の変更内容

別紙「公立大学法人名古屋市立大学第四期中期目標 新旧対照表」のとおり

4 今後のスケジュール

日 付	内 容
令和6年 9月 5日（木）	第四回評価委員会において、中期目標変更に対する意見書を作成
11月中	11月定例会において中期目標変更を議決

【参照条文】「地方独立行政法人法（抜すい）」

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 （略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。